

高石市福祉バス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高石市広告掲載要綱(令和6年10月9日施行。以下「要綱」という。)に基づき、高石市福祉バスの車両(以下「車両」という。)を広告媒体として行う民間企業等の広告の掲載または表示(以下「掲載等」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 車両に掲載等を行うことのできる広告は、車体広告及び車内広告とする。

- 2 車体広告及び車内広告の掲載等を行うことのできる位置、大きさ及び枠数は、別表第1のとおりとする。
- 3 車体広告の掲載等は、広告の内容を表示したラッピングシート状の素材(所管課長が適当と認めたものに限る。)を車両に貼り付ける方法によるものとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告は連続する12月まで掲載等を行うことができる。ただし、市長の承認を受けて、広告の掲載等をする期間(以下「広告期間」という。)を延長することができる。

- 2 前項において、車体広告の場合は第6条にかかわらず、掲載開始から3年間に限り、他の申込者に優先して掲載を延長することができる。

(広告の掲載等の申込み等)

第4条 広告の掲載等の申込みは、高石市福祉バス広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 掲載を希望する広告案
 - (2) 申込者の概要がわかるもの(会社案内、定款等)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 広告の掲載等の申込みは、広告の掲載等を開始しようとする日の30日前(車体広告にあっては、60日前)までに行うものとする。ただし、広告の掲載等が支障なく開始できると所管課長が認めた場合はこの限りでない。
 - 3 広告期間の延長の承認を受けようとするときは、広告期間の末日の30日前までに広告の掲載等の申込みを行い、広告の掲載等をする旨の決定を受けるものとする。

(広告の掲載等の決定)

第5条 市長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定する。ただし、掲載の可否を審査するに当たり判断が困難であ

ると認めるときは、要綱第 10 条に規定する高石市広告審査委員会による審査に付すものとする。

2 市長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかに高石市福祉バス広告掲載決定通知書（様式第 2 号）又は高石市福祉バス広告不掲載決定通知書（様式第 3 号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定する場合において、必要と認めるときは、広告内容の修正等の条件を付することができる。

（広告掲載等の優先順位）

第 6 条 掲載等を希望する広告の数が枠数を超えることとなる場合は、次に掲げる順序によるものとする。

（1） 広告期間の長い広告の掲載等

（2） 市内に事業所又は事務所を有する者が行う広告の掲載等

2 前項の規定により難い場合は、抽選により順序を決定するものとする。

（広告料）

第 7 条 広告料は別表第 2 のとおりとする。

2 広告主は、市の発行する納入通知書により、市の指定する期日までに広告料を一括して納入しなければならない。

（広告の掲出等）

第 8 条 広告主は、当該決定に付された条件及び指示に従い、別に定める日までに、車体広告にあっては広告主が当該広告物を車両に取り付けるものとし、車内広告にあっては広告主が市に当該広告物を提出し、市が掲出するものとする。

2 車体広告の表示に当たっては、表示に必要な作業期間、場所及び工程、従事者数等について、あらかじめ所管課長と協議するものとする。

3 車体広告に係る広告物の作成、取付け、修繕及び撤去並びに撤去した資材の処分は、広告主の負担により行うものとする。

4 車内広告に係る広告物は、広告主の負担により作成し、広告期間に合わせて市において掲出及び撤去を行うものとする。

（広告内容の変更）

第 9 条 広告主は、決定を受けた広告の掲載等の内容を変更するときは、当該変更しようとする日の 30 日前までに、高石市福祉バス広告掲載等変更届（様式第 4 号。以下「変更届」という。）に変更後の広告の原稿その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 市長は、前項の変更届が提出されたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定する。

3 市長は変更の可否を決定したときは、届出者に高石市福祉バス広告掲載変更承認通知書（様式第5号）又は高石市福祉バス広告掲載変更不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（広告掲載等の取下げ）

第10条 広告主は、広告掲載等を中止しようとするときは、あらかじめ（車体広告にあつては、当該中止する日の30日前までに）、高石市福祉バス広告掲載等取下届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（広告掲載等の取消し）

第11条 市長は、要綱第7条の規定により広告の掲載を取り消したときは、高石市福祉バス広告掲載取消決定通知書（様式第8号）により、広告主に通知するものとする。

（広告料の返還）

第12条 広告料の返還を受けようとする者は、高石市福祉バス広告料返還請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（原状回復の義務）

第13条 車体広告の取付けまたは撤去に起因して、車両の外装等に損傷が生じたときは、広告主の負担により車両を現状に回復させなければならない。

（休車補償）

第14条 車両の故障、事故等により広告の掲載等を行っている車両による運行を14日以上休止した場合は、日割りにより計算した「運行を休止した日数分の広告料」を返還するものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、車両への広告の掲載等に関し必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	位置	大きさの目安（mm）	枠数
車体広告	車両全面	車両左右面及び後面 （前面、屋根及びガラス部分を除く。）	3
	車両右面	縦 1,010×横 1,645	3
	車両左面	縦 960×横 1,708	3
	車両後面	縦 1,023×横 1,570	3
車内広告	運転席後部枠	日本産業規格 B 3 判（枠内：縦 355×横 504）	3
	車内窓上枠	日本産業規格 A 3 判（枠なし：貼付）	12

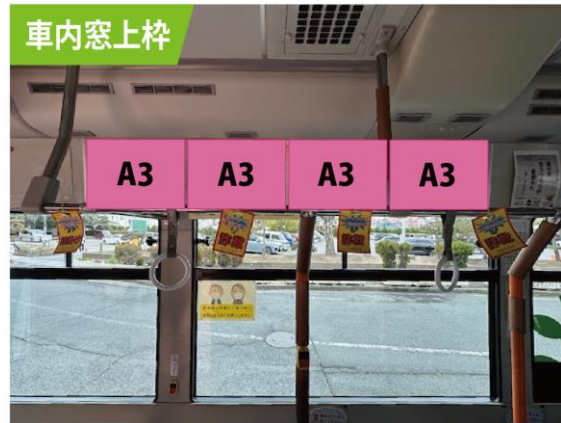
備考

- 1 広告掲載等の位置に関する詳細は、別に定める。
- 2 車体広告の掲載等の枠内には、広告物を取り付けることのできない板金の切れ目、業務表示、取っ手等がある場合がある。
- 3 車内広告に係る広告物を掲出する車内広告枠の位置は、原則として選択することができない。

【車体広告】



【車内広告】



別表第2（第7条関係）

区分	位置	単位	月額	年額
車体広告	車両全面	1月、1枠につき	50,000円	600,000円
	車両右面	1月、1枠につき	10,000円	120,000円
	車両左面	1月、1枠につき	15,000円	180,000円
	車両後面	1月、1枠につき	25,000円	300,000円
車内広告	運転席後部枠	1月、1枠につき	5,000円	60,000円
	車内窓上枠	1月、1枠につき	3,000円	36,000円